

入管収容施設における無期限長期収容に抗議する会長声明

2020（令和2年）4月28日
千葉県弁護士会 会長 眞田 範行

1 出入国在留管理庁の収容施設における退去強制令書による被収容者は942人であり、このうち6ヶ月以上収容されている者は453人（48％）に上る（2019年12月末現在。出入国在留管理庁令和2年2月17日「収容・送還に関する専門部会」（以下、「専門部会」という。）参考資料参照）。報道によると、その中には収容期間が7年に及ぶ者もいるうえ、専門部会の資料によると2014年末の6ヶ月以上の被収容者数は290人（31％）、3年以上の被収容者数は4人（2019年6月末の3年以上の被収容者数は76人）であったとされていることから、現在の入管収容施設における収容の長期化は顕著である。

収容から解放する主な手段は仮放免であるが（入管法54条1項）、法務省統計によれば、退去強制令書による被収容者に対する新規仮放免許可件数は、2016年1160件、2017年822件、2018年523件であり、仮放免許可数は激減している。

この背景には、仮放免につき、2018年2月28日付け法務省入国管理局長から「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」が発出され「収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める。」とされたことが大きな影響を及ぼしていると考えられる。

2 このような状況下において、各地の収容施設では、無期限長期収容に対する抗議として被収容者がハンガーストライキを実施する事態になっている。ハンガーストライキの参加者は、一時期で約100人もの参加者に膨れ上がり、2019年10月下旬時点においては約30人規模で継続していたと報道された。

2019年6月24日には大村入国管理センターにおいて、ハンガーストライキを行っていたナイジェリア人の被収容者1名が飢餓死した。収容の状況が改善されなければ今後も同じような死亡事件が発生する可能性がある。

被収容者のなかには難民申請者や日本国籍・永住者等の在留資格を有する家族がいる者等帰ることができない者がおり、無期限で収容され続けることにより精神疾患を患う者が多い。東日本入国管理センターの被収容者で何らかの処方薬を所持している者は96％にも及んでおり（専門部会資料）、これは無期限長期収容が非人道的なものであることを示しているといえる。

3 そもそも、無期限長期の収容は、収容の目的たる送還の確保のための必要最小限度の拘束とはいえず、身体拘束は必要最小限度の範囲に留めるべきという比例原則

に反するものである。世界人権宣言9条は「何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。」とし、自由権規約9条1項は「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も恣意的に逮捕され又は抑留されない。」と規定する。これは、収容には裁判所などの司法機関の判断を受けること、そして身体拘束にはその権利制約の重大性から合理性や必要性などの厳格な要件が必要とされることを求めるものである。海外でも欧州連合では収容の上限は原則6ヶ月とするなどの期限を定めていることが多い。しかし、入管法では収容に期限は定められておらず、収容にあたっては必要性・相当性も要求されていない。

そのうえ、仮放免の取扱要領では被収容者の個別事情を判断要素として予定していることから弾力的運用がなされるべきところ、過去の仮放免許可数からもわかるとおり、これまでは実務上仮放免許可が弾力的になされていたが、前記指示によりその運用は硬直化し、大幅に許可数が減少したことにより、長期収容という事態をもたらした。

4 日本は外国人の受け入れを労働力確保のために拡大してきた。長期収容への対応は、日本が外国人にどう向き合っていくかを示す指標である。

当会は、無期限長期収容に抗議するとともに、収容・送還について検討している専門部会に対しては無期限長期収容の非人道的な状況を直視し、被収容者の事情に真摯に向き合った議論を求め、出入国在留管理庁に対しては仮放免を弾力的に運用すること等により一刻も早く長期間の収容という非人道的な運用を見直すべきことを求める。

併せて、国籍・在留資格の有無等による命の選別が許されないことはいうまでもなく、刑事収容施設においても新型コロナウイルスの感染者が発生している現状に鑑み、入管収容施設における長期収容は感染拡大を招来する危険性が非常に高いことから仮放免等を活用して早期に収容施設からの解放を行うべきであるし、各国が海外からの入国を拒否している状況にあることから現在被収容者は「送還することができない」状況にあるとして特別放免（入管法52条6項）も活用して収容から解放することを求める。なお、現在はクラスター防止の観点から仮放免が認められやすくなっているが、今後、新型コロナウイルスの状況が収束したとしても必要性・相当性のない再収容をすべきではないことを付言する。

以上